

「第2回防災基本計画専門調査会」

説明資料

平成13年11月26日  
防 衛 庁

## 1. 現在重点的に推進している防災施策

### (1) 平成14年度予算要求関連事項

構造改革特別要求において、都市の再生に資するものとして、以下のような事項を要求しているところ。

#### ① 情報収集・伝達態勢

ヘリコプター映像伝送関連器材、野外無線機等通信器材、航空写真処理器材 等

#### ② 救出・救難態勢

人命救助用システム、消防車等緊急車両、救難ヘリコプター 等

#### ③ 人員・物資の輸送態勢

輸送艦、輸送ヘリコプター、空輸関連器材、輸送用車両 等

#### ④ 生活支援・障害除去等の態勢

浄水セット、野外炊飯具、土木作業用施設器材 等

#### ⑤ 特殊災害への対応態勢

化学防護車の整備、除染装置の整備 等

#### ⑥ 災害派遣時の対処能力を高める措置

災害用地図、災害派遣訓練用器材 等

#### ⑦ 即応態勢を向上させるための措置

航空機（航空偵察、救難、輸送）の整備器材 等

### (2) 予算非関連事項又は関連の薄い事項

都道府県等のニーズを十分くみ取る等の観点から、災害が発生した場合に災害派遣要請前の段階から都道府県の災害対策本部等に連絡要員を積極的に派遣し、情報収集、関係機関との調整等を実施している。

## 2. 今後、更に重点的に推進することを考えている防災施策

### (1) 災害時の集結地等の確保について

災害派遣部隊の宿泊や駐車場のための地域であり、被災地近くの公園やグラウンドなどの集結地が必要。また、緊急患者輸送、物資輸送及び消火活動などの目的に応じ、被災地内又はその近くにヘリポートを設置することが必要。

### (2) 地方公共団体との調整の実施

この際、避難者との競合を避ける必要がある、平素より防災訓練への参加等をとおして、地方公共団体等と調整を実施しているところ。また、昨年度より、防衛庁内部部局、陸上幕僚監部の担当者が都道府県庁の担当部局に訪問し、集結地、ヘリポートの確保等について趣旨を説明し、理解を求めているところ。

## 指摘事項に対する説明、回答

事故災害の対応強化について、複雑化・大規模化している事故災害について、それぞれの特性を踏まえ、必要な装備、資機材等の整備等、防災体制の強化を検討すべき。

これまでも、自衛隊の組織力、保有する航空機、艦船、車両等の装備品を活用し、航空機事故、船舶事故等に適宜・適切に対応しているところ。

(例)

- ・ 中華航空機事故（愛知県）  
派遣期間：平成6年4月26日～29日  
派遣規模：人員約5,140人、車両約100両  
実施内容：航空機の消火、人員の救出・輸送 等
- ・ ナホトカ号遭難事故（福井県、石川県、新潟県、兵庫県）  
派遣期間：平成9年1月2日～3月31日  
派遣規模：人員約144,240人、車両11,880両、  
航空機約600機、艦船920隻  
実施内容：乗組員の救助、浮流油、漂着油の回収

また、平成11年9月に発生した東海村ウラン加工施設臨界事故や本年9月に発生した同時多発テロを契機として、原子力災害やテロへの対応として、化学防護車、化学防護衣等装備品の充実化等を一層図っているところ。

## ○ 主要な防災施策の概要

### 1 地方公共団体が行う防災訓練への積極的な参加

自衛隊を含む関係行政機関と地方公共団体とが緊密に連携して訓練を行うことは、大規模な災害に効果的に対処する上で必要不可欠であるとの観点から、日頃から災害派遣に備え訓練を行い、また、地方公共団体の実施する防災訓練に協力するなどして災害への対処に努めているところ。

平成12年度は、全国すべての都道府県主催の総合防災訓練に自衛隊の部隊などが参加し、政令指定都市についても、すべての都市で市主催又は都道府県と市の共同主催の訓練に参加した。

### 2 震度5弱以上の地震発生時の航空偵察の実施

平成7年の大規模災害発生時の情報収集体制の強化などに関する閣議決定を受けて、自衛隊の部隊などが気象庁から震度5弱以上の地震発生の情報を得たときは、いわゆる自主派遣として、航空機を使用して情報を収集し、首相官邸及び内閣府へ伝達している。

○ 阪神・淡路大震災以降重点をおいて実施してきた防災施策、その成果

- 1 災害救助活動の円滑の実施のために必要な権限の付与
  - (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保に係る権限（災害対策基本法の一部改正・平成7年6月）
  - (2) 警戒区域の設定、土地・建物の一時使用、障害物の除去等に係る権限（災害対策基本法の一部改正・平成7年12月）
- 2 自主派遣の判断基準を規定（防衛庁防災業務計画の改訂・平成7年10月）
- 3 災害に係る情報の収集及び伝達体制に関する規定を充実（防衛庁防災業務計画の改訂・平成7年10月）
- 4 地方公共団体との連携強化
  - (1) 市町村長による都道府県知事に対する自衛隊の災害派遣の要請の要求等（災害対策基本法の一部改正・平成7年12月）
  - (2) 自衛隊と警察、消防との相互協力要領（警察庁、消防庁とそれぞれ協定締結・平成8年1月）
  - (3) 都道府県知事等が災害派遣要請を行う場合に明らかにすべき事項を簡略化（自衛隊法施行令の一部改正・平成7年10月）